

難病患者等支援詳細一覧表

小児慢性・難治性てんかん	がん・指定難病患者・付添	渡航費（航空機）	往復13,000円（片道6,500円） 上限 各年度 3 回分 ただし、悪性新生物患者で放射線治療を行う場合は 4 回分
		渡航費（船舶）	渡航にかかる費用全額
		宿泊費 (治療に係る宿泊と認められた場合)	1泊8,000円 上限 各年度 3 回分（1 回あたりの日数は制限なし） ただし、悪性新生物患者で放射線治療を行う場合は 4 回分
		付添人の要件	付添人については、当該難病患者等が前各号に規定された者で、かつ以下に該当し、その親権を行う者、配偶者、三親等以内の親族、後見人、保佐人、補助人又はその他難病患者等を現に監護する者で、本市以外医療施設への通院及び入院に同行し、支援する者のうち 1 名。 ア 未成年者 イ 介護保険法における要介護者又は要支援者 ウ 医師が通院のために必要であると認めるものであって、市長が付き添いを要すると認めるもの

渡航費等助成申請の必要書類

①航空券領収書・搭乗券等の写し ☆搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類・搭乗券 ☆搭乗券のみの場合は領収書も添付	郵送でも申請可能です。
②医療機関の診療領収書・診療明細書（医療を受けた日から起算して <u>6ヶ月以内に申請</u> すること） ☆高額療養費に該当する場合など、支払いが0円になり領収書が発行されないことがあります。診療日の確認が必要となるため、診療明細など確認できるものを発行してもらってください。 ☆指定難病・小児慢性による通院においては、自己負担上限額管理票の写しでも可。	
③航空運賃助成申請書（様式第 1 号）・請求書（様式第 2 号） ☆患者本人名で申請、請求（提出は代理人でも可） ☆患者が未成年（18歳未満）の場合は保護者名で申請	
④委任状 ☆振込先が患者本人以外（本人が未成年の場合を除く）の場合に提出。その際は、申請者・請求者も口座名義人と同じ方になります。 ☆提出のみ代理の場合は、委任状の必要はありません。	
⑤医師の意見書（様式第 3 号）（各年度 1 回目申請時）	
⑥県の発行する受給者証の写し（指定難病・小児慢性・特定疾患） ☆受給者証・・・保健所で申請 ※宮古保健所(地域保健班) TEL 0980-72-8447 ☆ <u>悪性新生物疾患・難治性てんかん患者 必要なし</u>	
⑦宿泊施設の領収書（治療にかかる費用かどうかを窓口での聞き取りなどで判断します。） ☆複数泊している場合には、 <u>宿泊期間・人数・1 泊の金額がわかるもの</u> ☆受診日の <u>予約日時がわかるもの</u> ☆受診が終わった日付と時間が分かるもの（時間が記載されている領収書・明細書など） 記入が無い場合は会計時に、予約時間・終了した時間を記入してもらい、事務受付者のサイン等を記入	
⑧患者本人が上記ア～ウの付添人の要件に該当する場合 ☆介護保険証の添付（要介護認定者・要支援認定者） ☆付き添いの方の航空券・宿泊の写しの添付 ☆付添人（同居親族以外）と患者本人の関係性が分かるもの(戸籍等)	
⑨振込通帳の写し（助成金が振り込まれる通帳）	
⑩印鑑（認め印可） ☆申請書及び請求書とも同じ印鑑を使用すること。シャチハタ不可	